



国海査第 365 号
平成 19 年 12 月 10 日

(財) 日本セーリング連盟
会長 山崎 達光 殿

国土交通省 海事局長
検査測度課長



小型船舶に対する次回検査時期指定票の表示について

近年、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年約3～4万隻発生していることが明らかになっています。このような小型船舶を放置すると、船体・機関の整備不良の可能性も高まり海上の人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されることから、別添のとおり「次回検査時期指定票」の表示制度を新たに設けることとし、定期検査及び中間検査の受検意識を向上させるとともに船舶検査受検状況の外部からの確認を容易ならしめることとしましたのでお知らせします。

これに伴い昭和53年3月13日付け船査第60号「小型船舶の中間検査済票の表示について」に基づき交付している中間検査済票は廃止します。

次回検査時期指定票の表示について

1. 様式

様式は、別添様式(1)のとおりとします。

2. 交付の方法

定期検査又は中間検査に合格した小型船舶に対し、船舶検査証書及び船舶検査手帳返却時に、船舶検査証書の有効期間の末日又は次回の中間検査の時期の末日のうちいずれか早い日の年月を表す「次回検査時期指定票」を2枚交付します。

3. 再交付の方法

次回検査時期指定票の滅失又はき損等により再交付の申し出があったときは、当該船舶が直近の定期検査又は中間検査を受検済であることを確認の上再交付(2枚)します。この場合、別添様式(2)に定める「次回検査時期指定票再交付申請書」に船舶検査手帳を添付して申請して下さい。

4. 貼付場所

「次回検査時期指定票」は、「船舶検査済票」のそれぞれ右側(止むを得ない場合は、「船舶検査済票」になるべく近いところ)に貼付して下さい。

なお、「次回検査時期指定票」を貼付する場合は、前回の定期検査又は中間検査に合格した時に交付され、貼付した古い「次回検査時期指定票」を取り除くようにして下さい。

5. 手数料

手数料は、交付又は再交付のいずれの場合にも必要ありません。

6. 実施時期

本制度は、平成20年1月1日以降定期検査又は中間検査に合格した船舶に適用します。

7. 経過措置

従来の中間検査済票の交付を受けた船舶の所有者から次の定期的検査を受ける前に中間検査済票の再交付の申し出があったときは、従来の中間検査済票（1枚）を再交付することとします。この場合、別添様式（3）に定める「中間検査済票再交付申請書」に船舶検査手帳を添付して申請して下さい。

様式(1)

次回検査時期指定票様式



様式(2)

次回検査時期指定票再交付申請書

平成 年 月 日

殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

印

下記の船舶の次回検査時期指定票について、再交付を受けたいので申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶検査済票の番号	
前回の定期検査又は 中間検査合格年月日	平成 年 月 日		
船舶検査証書 の有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
再交付を受けよう とする理由		次回検査時期 指定票の交付者	
備 考			

様式(3)

中間検査済票再交付申請書

平成 年 月 日

殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

印

下記の船舶の中間検査済票について、再交付を受けたいので申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶検査済票の番号	
中間検査合格年月日	平成 年 月 日		
船舶検査証書 の有効期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
再交付を受けよう とする理由		中間検査済票 の交付者	
備 考			

『次回検査時期指定票』について



次回の定期的検査（定期検査、中間検査）の時期を分かりやすく表示した『次回検査時期指定票』の交付が平成20年1月から始まりました。
従来交付していた中間検査済票は廃止されます。

次回検査時期指定票



次回の検査時期（年月）

本シールの表示は年月だけの表示になっていますので、検査の期限日は船舶検査手帳で確認して下さい。

定期検査又は中間検査に合格した船舶に対して、本シールが2枚交付されますので船体の両側の外から見やすい位置に必ず貼り付けて下さい。

